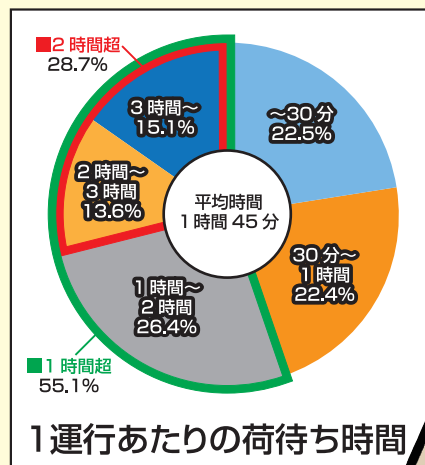
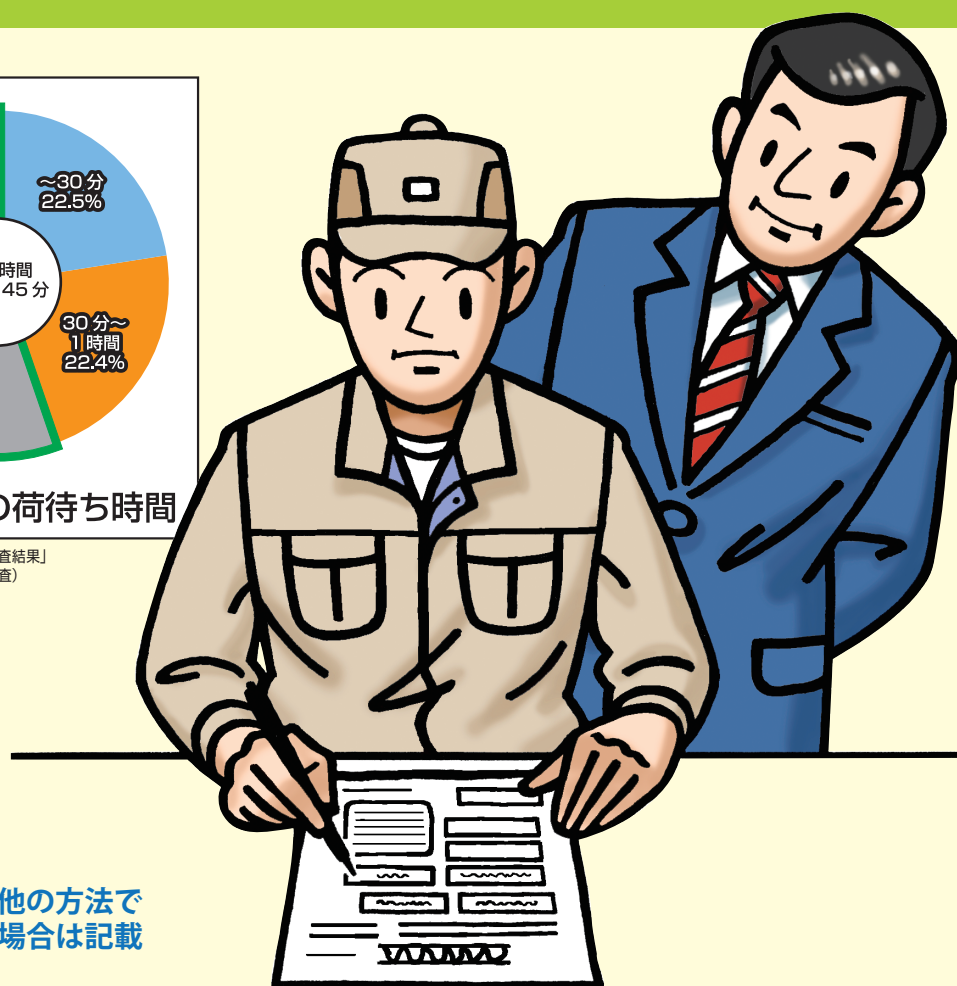


# 平成29年7月1日から、 荷主都合30分以上の荷待ちは 「乗務記録」の記載対象です。

## トラックドライバーの荷待ち時間削減と適正取引構築のために



出典：「トラック輸送状況の実態調査結果」  
(国土交通省、平成27年調査)



記載はカンタン。  
荷主都合による荷待ち時間が30分を超えたら、  
集貨地点等、集貨地点等への到着・出発日時、  
荷積み・荷卸しの開始・終了日時などを書くだけです。

※デジタコなど他の方法で  
記録している場合は記載  
不要です。

トラックドライバーの長時間労働の要因の一つとなっている荷待ち時間。これを削減するためには、トラックドライバーの乗務実態を把握する必要があります。そこで、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」を平成29年5月31日に公布、29年7月1日に施行しました。この省令は、トラックドライバーが車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合、荷主の都合により、30分以上待機したときは「集貨地点等、集貨地点等への到着・出発日時、荷積み・荷卸しの開始・終了日時」などを乗務記録の記載対象として追加するものです。

国土交通省では、今回の一部改正により、荷待ち時間等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取り組みを促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長い荷待ち時間や長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

ムダな荷待ち時間を減らし、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、荷主都合による荷待ち時間が30分以上あった場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。

# 荷待ち時間等の記録義務付け

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)にともなう

## 乗務記録付票【記載例】

### 集貨・荷卸しのパターン例（サンプル）

#### ① 集貨地点等に到着（乗務記録記載）

- ②-1 荷待ち待機 (20分：荷主都合)
- ③-1 附帯業務 (20分：本来業務)
- ②-2 再荷待ち待機 (20分：荷主都合)
- ③-2 附帯業務 (30分：荷主都合)
- ④ 荷積み (60分：本来業務)

#### ⑤ 集貨地点等を出発（乗務記録記載）

※ 上記の場合、(②-1)+(②-2)=待機時間 40 分

「乗務記録記載要件【荷主都合による（荷待ち待機時間 30 分以上）】に合致」

記載は  
こんなにカンタン。  
集貨地点等と時刻を書き込むだけ！

記入見本のように、集貨地点等への到着時刻、荷待ち待機の開始・終了時刻、附帯業務の開始・終了時刻、荷積み・荷卸しの開始・終了時刻などの必要事項をご記入ください。記録用紙は、必要な項目が記載されていれば、各事業者で作成した様式で構いません。

#### 記入見本

### 荷待ち時間記録(例)

(平成 29 年 7 月 12 日)

※ 車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上の車両が対象

車両番号：( )  
集貨地点等（荷積み地 / 荷卸し地 / 附帯業務実施地）：( 〇〇食品 □□物流センター )

|   | 荷主指定の到着時刻（有る場合） | 集貨地点等への到着時刻 |
|---|-----------------|-------------|
| ① | 9 時 00 分        | 8 時 00 分    |

|     | 荷待ち待機 開始・終了時刻    | → 荷主都合による荷待ち待機の合計時間 |
|-----|------------------|---------------------|
| ②-1 | 9 : 00 ~ 9 : 20  |                     |
| ②-2 | 9 : 40 ~ 10 : 00 | 時間 40 分             |

|     | 附帯業務 開始・終了時刻      |
|-----|-------------------|
| ③-1 | 9 : 20 ~ 9 : 40   |
| ③-2 | 10 : 00 ~ 10 : 30 |

|   | <u>荷積み</u> / 荷卸し 開始・終了時刻 |
|---|--------------------------|
| ④ | 10 : 30 ~ 11 : 30        |

|   | 集貨地点等からの出発時刻 |
|---|--------------|
| ⑤ | 11 時 30 分    |

注

- 集貨地点等に到着した時刻（荷主から指定された場合は当該時刻）から出発した時刻までに、荷主の都合により待機した時間の合計が 30 分未満の場合は記録不要です。
- また、必要事項を デジタコ など他の方法で記録している場合は記載不要です。
- 現在使用中の「乗務記録」に記載する方法もあります。

※この事例・様式は、見本として示したものです。